

新潟県教育旅行誘致促進事業補助金 交付要綱概要

【対象期間】

《第一次》令和4年4月1日（金）～令和4年9月30日（金）
 《第二次》令和4年10月1日（土）～令和5年3月31日（金）
 上記の期間に実施及び完了する教育旅行

【対象者】

県外学校（小学校、中学校、高校等）、旅行会社等

【対象旅行】

新潟県外を発地とした、県内で宿泊を伴う教育旅行



※対象外となる場合※

- ・過去に新潟県内で教育旅行を行った学校
 →貸切バス代への補助の場合：前年度
 →生徒宿泊費への補助の場合：直近3箇年度
- ・学校の部活動やクラブ活動による、合宿や大会への参加に伴う宿泊
- ・学校の教員以外が引率する場合

【申請期間】

《第一次》令和4年5月20日（金）～令和4年8月31日（水）

※第二次については9月ごろに改めて通知します

【補助内容】

	貸切バス	県内での生徒宿泊代
補助額	1台当たり経費の1/2	生徒1人泊当たり1,500円
上限額	1台8万円、1団体40万円	上限なし
条件	1台当たり20人以上の利用 ※コロナ対策による分乗のため、20人未満となる場合など、状況によって20人未満も可とする。	

◆ 昨年度からの変更点 ◆

	補助対象期間	申請受付期間	申請方法
令和3年度	募集通知日～ R4. 3月末日	募集通知日 以降	郵送
令和4年度	【第一次】 R4. 4. 1～ R4. 9月末日	R4. 5. 20～ R4. 8月末日	メール
	【第二次】 R4. 10. 1～ R5. 3月末日	(後日通知)	